

平成23年度横浜国立大学法科大学院入学試験
小論文試験試験問題（試験時間13：00～16：00）

問題Ⅰ 以下の文章を読み、各問に答えなさい。

(注)著作権法等の配慮により問題文は割愛します。

なお、問題文は、次の文献から引用しております。

マイケル・サンデル著 鬼澤忍訳

『これからの「正義」の話をしよう ― いまを生き延びるための哲学』（早川書房、2010年）

101頁 3行目～105頁8行目

105頁12行目～110頁末尾

111頁 6行目～ 14行目

112頁 6行目～ 15行目

113頁19行目17字目～114頁末尾

115頁 5行目～116頁 13行目

問1 文章中の下線部「少なくとも公益にかかわる分野では事態が逆だ」とはどんな意味か。具体例を挙げつつ説明しなさい。(150字以内)

(付記) 下線部とされる部分は「116頁4行目15字目～35字目」

問2 平成21年5月から実施された日本の裁判員制度では、20歳以上の国民の中から無作為に選出された裁判員候補者が一定の手続きを経て裁判員となり、重要な刑事裁判に関与することとされている。この制度においては、裁判員候補者は、病気・怪我・妊娠、近親者の介護・看病、70歳以上の者、学生・生徒その他正当な事由がない限り裁判員となることを辞退することができず、裁判所からの呼出しを受けた裁判員候補者が正当な理由なく出頭しない場合は10万円以下の過料に処せられる。

裁判員にはこのような義務が課せられる一方で日当と交通費が支払われるが、日当の最高額は1万円である。このことから、仕事で高額の所得を得ている人々にとっては、裁判員としての職務を遂行することによる休業補償としては不十分であるという批判がある。

このような批判をする立場を前提として裁判員の選任方法を変えようとするならば、どのような選任方法があり得るか。本文に展開されている趣旨に従って、現行の方法と異なる選任方法を提案し、なぜその選任方法が現行の選任方法より優れているのか論じなさい。(600字以内)

問題Ⅱ 以下の文章を読み、各問に答えなさい。

(注)著作権法等の配慮により問題文は割愛します。

なお、問題文は、次の文献から引用しております。

渡辺喜美 江田憲司著『「脱・官僚政権」樹立宣言』（講談社、2009年）

169頁5行目～175頁9行目

問1 文中において、「おねだり民主主義」と「地域主権」とはどのように異なると述べられているか。(150字以内)

問2 文中において、地域主権が実現するためには誰にどのようなことが期待されると述べられているか。(100字以内)

問3 「渡辺」が摘示した「合併しない宣言」をして他市町村との合併を拒んだ矢祭町（下線）の事例は、「江田」が述べている「地域主権」の究極の課題との関係でどのような意義を持っているか、また、その限界は何か。(150字以内)